

# 小美玉市立小中学校規模配置適正化実施計画

平成27年2月

小美玉市教育委員会



## 目 次

はじめに	1
1. 小中学校の現状	2
(1) 児童生徒数の推移	2
(2) 規模別学校数	2
2. 小美玉市小中学校規模配置適正化基本方針の概要	3
(1) 学校規模（学年の学級数）についての考え方	3
(2) 学級規模についての考え方	3
(3) 新しい学校づくりの検討	3
3. 小中学校再編	4
(1) 適正規模・適正配置対象校	4
(2) 学校再編の基本事項	4
4. 小学校統合による児童数及び学級数の将来予測	5
5. 学校施設の耐震化	7
6. 適正配置の具体的方針	8
(1) 小学校	8
(2) 中学校	9
7. 適正配置全体計画	10
(1) 計画の期間等	10
(2) 小学校統合準備組織の設置	12
(3) 専門部会の設置	12
8. 学校再編によりめざす効果	13
9. 学校再編において配慮すべき事項	13
(1) 学校生活における不安への対応	13
(2) 通学路の安全対策	13
(3) 通学支援	13
(4) 学校跡地の利活用方法	13
10. 小中一貫教育の推進	14
(1) 期待される効果	14
資料編	15

## はじめに

全国的な少子化の傾向と同様に、小美玉市においても、昭和60年度のピーク時以降、児童生徒が年々減少し、平成26年度にはピーク時の6割程度まで、児童生徒の減少が進んでいます。

小学校においては、クラス替えができない1学年1学級の学校が半数以上を占めており、今後さらに学校の小規模化が進んだ場合、学校における教育や生活、学校運営などの様々な面に影響を及ぼすことが懸念されます。また、学校施設に目を向けてみると、建築後50年以上が経過し、耐震性に課題が生じている学校があります。

平成20年4月には茨城県教育委員会から公立小中学校の適正規模について、児童生徒のよりよい学習環境や生活環境、人間関係の構築などの面から、望ましい学校の目指すべき姿を示した指針が出されました。

このようなことから、小美玉市教育委員会においても、小中学校の適正規模・適正配置について、平成22年11月に小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会に諮問し、答申をいただいたところです。

この実施計画は、検討委員会からの答申を尊重しながら、児童・生徒の社会性の育成及び互いに切磋琢磨する場としての一定規模を確保するとともに、学校施設耐震化計画などとの整合性を図りながら、小美玉市の将来を担う子どもたちのより良い教育環境の構築に向けた具体策を示すため策定するものです。

### 実施計画策定に至るまで

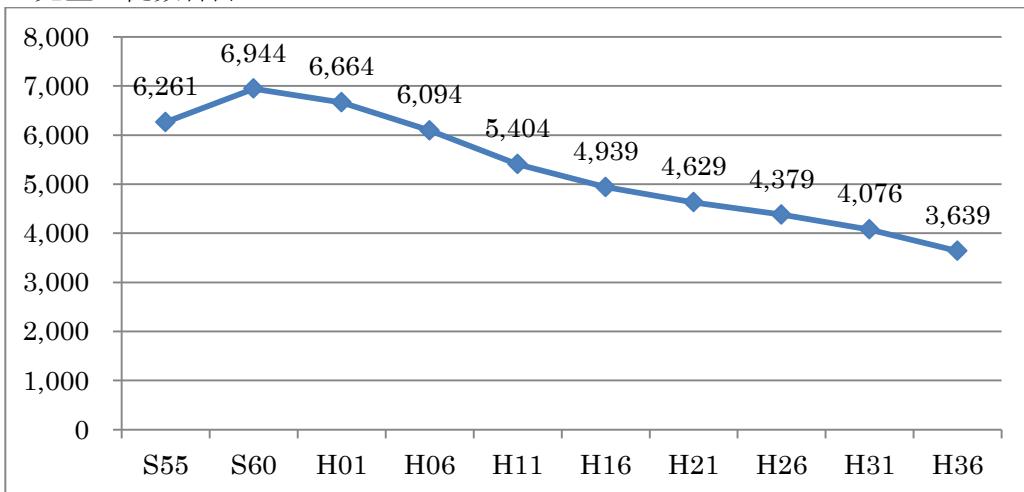
- |                       |   |
|-----------------------|---|
| 平成22年11月              | 小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会に諮問                                     |
| 平成24年 2月              | 「小美玉市小中学校の規模及び配置の基本的な考え方」答申<br>(第15回学校規模学校配置適正化検討委員会)       |
| 平成24年 6月              | 小美玉市小中学校規模配置適正化基本方針を策定                                      |
| 10月～11月               | 基本方針周知のため市内各小学校区で地区説明会を開催                                   |
| 平成25年 3月              | 「小美玉市立小中学校適正配置の具体的方策」中間答申<br>(第23回学校規模学校配置適正化検討委員会)         |
| 平成25年12月～<br>平成26年 5月 | 地域協議会での協議   |
| 平成26年 6月              | 「小美玉市立小中学校適正配置の具体的方策」答申<br>(第26回学校規模学校配置適正化検討委員会)           |
| 平成26年12月              | 小美玉市立小中学校規模配置適正化実施計画（案）策定<br>実施計画（案）について対象地区の各小学校区で地区説明会を開催 |
| 平成27年 1月～<br>平成27年 2月 | 実施計画（案）についてパブリックコメントを実施<br>小美玉市立小中学校規模配置適正化実施計画策定           |

## 1 小中学校の現状

### (1) 児童生徒数の推移

本市の児童生徒数は、全国的な少子化の傾向と同様に、昭和60年度の6,944人をピークに年々減少しており、平成26年度には4,379人、また今後の推計では、平成36年度で3,639人と予想されるところであり、児童生徒の減少は今後も続くものと見込まれます。

■児童生徒数合計



### (2) 規模別学校数

国の基準では、1～5学級を過小規模校、6～11学級を小規模校、12～18学級を適正規模校、19～30学級を大規模校、31学級以上を過大規模校と規定していますが、本市の小学校では平成26年度現在で適正規模校は5校です。

一方、過小規模校、小規模校は7校で、全体の半数以上を占める状況となっています。中学校では大規模校1校、小規模校3校となっている状況です。

学校規模	過小規模	小規模	学校統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上
小学校	玉里東小	野田小 上吉影小 下吉影小 橘小 玉里小 玉里北小	小川小 竹原小 羽鳥小 堅倉小 納場小			
中学校		小川南中 小川北中 玉里中		美野里中		

資料：S59文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」

## 2 小美玉市小中学校規模配置適正化基本方針の概要

### (1) 学校規模（学年の学級数）についての考え方

多様な子どもたちが交流し励まし合い、教職員が協力し合って多様な工夫あふれる教育活動を行うとともに、行動面や心理面での問題の防止・発見・対処を柔軟に行うためには、ある程度以上の学校規模が必要であると考え、本市における学校の適正規模を次のとおりとします。

#### (望ましい学校規模)

- 小学校 学年2学級以上
- 中学校 学年3学級以上

### (2) 学級規模についての考え方

子どもたちが落ち着いた学校生活を送り、教員の目が一人一人の子どもに行き届くためには学校規模が大きすぎないことが必要です。このことから、本市における学級の適正規模を次のとおりとします。

#### (望ましい学級規模)

- 小学校及び中学校ともに1学級の規模は20～30名

36名以上の学級が生じないよう配慮し、大規模校では子ども一人一人に目が行き届くよう学級規模に配慮していきます。

### (3) 新しい学校づくりの検討

学校の規模と配置を適正化するだけでなく、これまでにない新しい学校づくりを検討していく必要があります。

その際、小中一貫教育は一つの可能性として検討していきます。小中一貫校では、小学校と中学校の教職員がそれぞれの専門性を活かしながら協力し合って指導に当たり、義務教育9年間を見通した教育課程を編成したり、小学校と中学校が一体となった行事を実施したりすることができます。

また、本市の野田小学校で取り組みが始まっているコミュニティ・スクールも検討すべき可能性の一つです。コミュニティ・スクールでは、学校と保護者、地域住民との連携がいっそう充実し、学校でのさまざまな取り組みの可能性が広がるとともに、学校と地域との一体感が強化されてコミュニティづくりにも効果的です。

### 3 小中学校再編

小美玉市小中学校規模配置適正化基本方針に基づき、小中学校の規模・配置を考えた場合、平成26年6月に、小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会から答申された「小美玉市立小中学校の適正配置の具体的方策について」において提言のあった学校再編のかたちが最も適切と判断しました。

なお、美野里地区の小学校（竹原小学校・羽鳥小学校・堅倉小学校・納場小学校）及び美野里中学校は適正規模を満たしていることから除外します。また、玉里中学校については、中学校の適正規模を満たしていませんが、新しい学校づくりとして、玉里中学校区の統合小学校との小中一貫校とするため、適正規模・適正配置の対象校から除外します。

#### （1）適正規模・適正配置対象校

- (ア) 小川南中学校区・・・小川小学校、橋小学校
- (イ) 小川北中学校区・・・野田小学校、上吉影小学校、下吉影小学校
- (ウ) 玉里中学校区・・・玉里小学校、玉里北小学校、玉里東小学校

#### （2）学校再編の基本事項

(ア) 小学校の再編に際しては、対象校をいずれも閉校し新設校を開校する「新設統合校」とします。学校再編においては、将来にわたり良好な教育環境の確保をめざし、それぞれの学校の歴史や伝統を尊重し、これを継承した新しい学校を保護者、地域、学校関係者の協力と理解を得ながら進めます。

(イ) 新設する統合校の学校施設については、できるだけ現行の学校施設の有効利用を図ることとしますが、施設の状況や統合校区内の位置関係によっては新たに学校施設を建設します。

(ウ) 施設整備は「小美玉市耐震改修促進計画」との整合性を図りながら、現行の学校施設の耐震性を踏まえながら進めることとします。

#### 4 小学校統合による児童数及び学級数の将来予測

以下は、平成26年5月現在の各校の状況と将来推計により、統合後の児童数及び学級数を示したものである。

##### 算出根拠

○将来推計： 平成27年度から平成32年度までの児童数は、小美玉市住民基本台帳（平成26年4月1日現在）を基にした推計値。平成33年度以降は小美玉市住民基本台帳を基にしたコーホート法による推計値。

○学級数： 学級数については普通学級数を表示。1学級35人で算出

##### ①（仮称）小川・橋統合小学校

		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	普通学級
H27	児童数	77	80	96	82	85	103	523
	学級数	3	3	3	3	3	3	18
H28	児童数	92	77	80	96	82	85	512
	学級数	3	3	3	3	3	3	18
H29	児童数	82	92	77	80	96	82	509
	学級数	3	3	3	3	3	3	18
H30	児童数	88	82	92	77	80	96	515
	学級数	3	3	3	3	3	3	18
H31	児童数	86	88	82	92	77	80	505
	学級数	3	3	3	3	3	3	18
H32	児童数	64	86	88	82	92	77	489
	学級数	2	3	3	3	3	3	17
H33	児童数	75	64	86	88	82	92	487
	学級数	3	2	3	3	3	3	17
H34	児童数	73	75	64	86	88	82	468
	学級数	3	3	2	3	3	3	17
H35	児童数	72	73	75	64	86	88	458
	学級数	3	3	3	2	3	3	17
H36	児童数	72	72	73	75	64	86	442
	学級数	3	3	3	3	2	3	17

② (仮称) 玉里・玉里北・玉里東統合小学校

		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	普通学級
H27	児童数	67	51	67	51	77	67	380
	学級数	2	2	2	2	3	2	13
H28	児童数	63	67	51	67	51	77	376
	学級数	2	2	2	2	2	3	13
H29	児童数	68	63	67	51	67	51	367
	学級数	2	2	2	2	2	2	12
H30	児童数	58	68	63	67	51	67	374
	学級数	2	2	2	2	2	2	12
H31	児童数	53	58	68	63	67	51	360
	学級数	2	2	2	2	2	2	12
H32	児童数	71	53	58	68	63	67	380
	学級数	3	2	2	2	2	2	13
H33	児童数	59	71	53	58	68	63	372
	学級数	2	3	2	2	2	2	13
H34	児童数	60	59	71	53	58	68	369
	学級数	2	2	3	2	2	2	13
H35	児童数	57	60	59	71	53	58	358
	学級数	2	2	2	3	2	2	13
H36	児童数	56	57	60	60	71	53	357
	学級数	2	2	2	2	3	2	13

③ (仮称) 野田・上吉影・下吉影統合小学校

		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	普通学級
H27	児童数	73	71	76	83	70	76	449
	学級数	3	3	3	3	2	3	17
H28	児童数	73	73	71	76	83	70	446
	学級数	3	3	3	3	3	2	17
H29	児童数	72	73	73	71	76	83	448
	学級数	3	3	3	3	3	3	18
H30	児童数	69	72	73	73	71	76	434
	学級数	2	3	3	3	3	3	17
H31	児童数	76	69	72	73	73	71	434
	学級数	3	2	3	3	3	3	17
H32	児童数	54	76	69	72	73	73	417
	学級数	2	3	2	3	3	3	16
H33	児童数	65	54	76	69	72	75	411
	学級数	2	2	3	2	3	3	15
H34	児童数	64	65	54	76	69	72	400
	学級数	2	2	2	3	2	3	14
H35	児童数	63	64	65	54	76	69	391
	学級数	2	2	2	2	3	2	13
H36	児童数	61	63	64	65	54	76	383
	学級数	2	2	2	2	2	3	13

## 5 学校施設の耐震化

学校施設は、児童生徒にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域住民にとっては災害発生時の避難所となり、防災拠点としても重要な役割を担うなど、その安全性の確保は極めて重要となっています。

このことから、学校施設については、文部科学省で定める耐震基準によりIs値0.7以上の強度が求められています。昭和56年度以降に建築された建物は、新耐震基準で建築され、この基準を満たしていることから、それ以前に旧耐震基準で建築された建物について耐震診断を行い、基準以下の場合には耐震補強が必要となります。

本市の学校施設は平成20年度までに耐震診断を完了しており、適正規模、適正配置対象校では、橋小学校の校舎の一部および体育館で耐震補強が必要な状況です。

### ■適正規模、適正配置対象校の学校施設の耐震状況

学校名	種別	構造	面積 (m <sup>2</sup> )	建設年	Is 値 (①)	耐震化
小川小	校舎	RC-3F	1,580	S45.3	0.87	補強済
	校舎	RC-3F	1,895	S46.3	0.87	補強済
	体育館	S-2F	666	S48.3	0.93	補強済
橋小	校舎	RC-2F	811	S35.3	0.25	要耐震補強
	校舎	RC-2F	1,158	S41.3	0.59	要耐震補強
	校舎	RC-2F	329	S54.3	1.65	耐震診断適合
	校舎	RC-2F	304	H06.3	新耐震基準	—
	体育館	S-2F	624	S48.3	0.33	要耐震補強
野田小	校舎	RC-2F	1,176	S44.3	0.73	補強済
	校舎	RC-2F	633	S48.3	0.79	耐震診断適合
	校舎	RC-2F	578	S52.3	0.92	耐震診断適合
	体育館	S-2F	583	S50.3	0.72	補強済
上吉影小	校舎	RC-3F	1,860	S42.3	0.88	補強済
	校舎	RC-3F	363	S58.3	新耐震基準	—
	体育館	S-2F	510	S50.3	0.76	補強済
下吉影小	校舎	RC-2F	3,609	H15.3	新耐震基準	—
	体育館	RC-1F	1,044	H15.3	新耐震基準	—
玉里小	校舎	RC-3F	2,185	S54.2	0.79	補強済
	校舎	RC-3F	266	S56.2	0.79	補強済
	体育館	S-1F	684	S54.8	1.10	耐震診断適合
玉里北小	校舎	RC-3F	1,770	S54.11	0.90	補強済
	校舎	RC-3F	509	S57.2	新耐震基準	—
	体育館	S-1F	708	S56.3	0.97	耐震診断適合
玉里東小	校舎	RC-2F	1,397	S51.1	0.79	耐震診断適合
	校舎	RC-2F	277	S62.3	新耐震基準	—
	体育館	S-1F	651	S54.2	0.78	耐震診断適合

① : Is値とは、建物の耐震性能を表す指標です。地震力に対する建物の強度、韌性（変形能力、粘り強さ）が大きいほどこの指標も大きくなり、耐震性能も高くなります。

じんせい

## 6 適正配置の具体的方針

### (1) 小学校

#### ○小川南中学校区

##### (ア) 適正配置の方法

小川小学校、橘小学校を統合します。

##### (イ) 学校の位置

統合小学校の位置は、現在の小川南中学校とします。

##### (ウ) 学校施設

校舎は新たに建設します。

体育館等は、現行の施設を利用し、プールは現行の施設を小学校用に改修して利用します。

#### ○小川北中学校区

##### (ア) 適正配置の方法

野田小学校、上吉影小学校、下吉影小学校を統合します。

##### (イ) 学校の位置

統合小学校の位置は、小川北中学校周辺とします。

##### (ウ) 学校施設

校舎、体育館等の学校施設を新たに建設します。

#### ○玉里中学校区

##### (ア) 適正配置の方法

玉里小学校、玉里北小学校、玉里東小学校を統合します。

統合小学校は、玉里中学校との小中一貫校とします。

##### (イ) 学校の位置

小中一貫校の位置は、玉里小学校または玉里中学校とします。

##### (ウ) 学校施設

小中一体型の校舎を新たに建設します。

体育館、プール等は、現行の施設を利用します。

## (2) 中学校

### ○小川南中学校

#### (ア) 適正配置の方法

平成24年度末に閉校した県立小川高校は、教育施設としての利用価値が非常に高い施設です。所有者である県においても、地域の教育施設として活用することに対して高い理解を示しています。このため、県より旧小川高校を取得し、中学校施設として整備します。

#### (イ) 学校の位置

小川南中学校の位置は、旧小川高校とします。

#### (ウ) 学校施設

校舎は、教室の配置変更に伴う改修のほか、エレベーター及び配膳室の設置工事を行います。体育館、プール等については、現行の施設を利用します。

### ■小川高校の校舎等の状況

設置年度	校地面積 (m <sup>2</sup> )		屋内運動場 (m <sup>2</sup> )	
	建物敷地	運動場	建築年	面積・構造
昭和61年	22,118	30,711	昭和61年	1,614・鉄筋コンクリート

校舎（普通教室棟）			校舎（特別教室棟）			プール		
建築年	面積・構造		建築年	面積・構造		昭和63年		
昭和61年	3,221・鉄筋コンクリート		昭和61年	1,828・鉄筋コンクリート		7コース		

#### （保有教室）

普通	理科	音楽	美術	技術	家庭	視聴覚	コピュータ	図書	特別活動	教育相談	進路資料・指導
9	3	1	1	-	2	1	1	1	1	1	1
608 m <sup>2</sup>		1,769 m <sup>2</sup>									

### ■小川南中学校の校舎等の状況

設置年度	校地面積 (m <sup>2</sup> )			屋内運動場 (m <sup>2</sup> )		
	建物敷地	運動場	建築年	面積・構造		
昭和40年	14,684		26,129	平成10年	2,143・鉄筋コンクリート	

校舎（普通教室棟①）			校舎（普通教室棟②）			プール		
建築年	面積・構造		建築年	面積・構造		平成12年		
昭和41年	1,500・鉄筋コンクリート		昭和42年	2,322・鉄筋コンクリート		7コース		

#### （保有教室）

普通	理科	音楽	美術	技術	家庭	視聴覚	コピュータ	図書	特別活動	教育相談	進路資料・指導
11	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1
719 m <sup>2</sup>		1,303 m <sup>2</sup>									

## 7 適正配置全体計画

### (1) 計画の期間等

全体計画期間は、平成27年度から平成34年度までの8年間とします。

統合小学校の整備は、学校位置の選定や用地取得、さらには小中一貫校建設のための準備期間を要するものがあります。また、現行の校舎の耐震性を考慮する必要があります。

それぞれの学校の現状を踏まえ、より良い教育環境の整備を順次進めます。

#### ■整備計画

	学校名	整備予定年度	整備予定地	児童生徒数 (推計)	学級数 (見込)
1	小川南中学校（移転）	27～28年度	旧小川高校	297人	9学級
	(仮称) 小川・橘統合小学校	27～30年度	小川南中学校	505人	18学級
2	(仮称) 玉里・玉里北・玉里東統合小学校	27～32年度	玉里小学校・玉里中学校	372人	13学級
	玉里中学校 (小中一貫校)			185人	6学級
3	(仮称) 野田・上吉影・下吉影統合小学校	28～34年度	小川北中学校周辺	391人	13学級

※児童、生徒数は開校予定年度の推計

※学級数は1学年35人で算出

#### ■統合小学校建設費等の概要

	学校名	概算費用	校舎面積	体育館面積
1	(仮称) 小川・橘統合小学校	1,378,000千円	5,300m <sup>2</sup>	
2	(仮称) 玉里・玉里北・玉里東統合小学校	2,002,000千円	7,700m <sup>2</sup>	
	玉里中学校 (小中一貫校)			
3	(仮称) 野田・上吉影・下吉影統合小学校	1,467,000千円	4,500m <sup>2</sup>	900m <sup>2</sup>

※校舎、体育館面積は学級数に応じた必要面積

※校舎：校舎面積(m<sup>2</sup>) × 26万円

※体育館：体育館面積(m<sup>2</sup>) × 33万円

※1、2の体育館は現行の施設を利用する。

## ■小学校統合年次スケジュール

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
(仮) 小川・橘統合小学校	●			→				
基本設計	●	→						
実施設計		●	→					
施設整備			●	→				
その他	●	→						
			(仮) 小学校統合準備委員会による検討					
(仮) 玉里・玉里北・玉里東統合小学校（小中一貫校）	●				→			
基本設計			●	→				
実施設計				●	→			
施設整備					●	→		
その他	●	→		●	→			
			学校建設位置の選定、用地取得の検討、 小中一貫校（校舎一体型）の建設準備					
(仮) 野田・上吉影・下吉影統合小学校		●						→
基本設計				●	→			
実施設計					●	→		
施設整備						●	→	
その他		●	→	●	→			
			学校建設位置の選定、用地取得			(仮) 小学校統合準備委員会による検討		

## （2）小学校統合準備組織の設置

学校再編は、それぞれの学校の歴史や伝統を尊重して、これを継承した新しい学校となることが望まれます。その中で、新たな学校名や教育活動、PTA組織など、細部にわたって検討して決めなければならない課題も数多くあります。このため、各学校のPTAや地域住民、学校関係者、市議会議員等から広く意見を取り入れ、必要事項を検討、決定し、円滑な統合推進を図るため、（仮称）小学校統合準備委員会を設置します。

## （3）専門部会の設置

（仮称）小学校統合準備委員会に次の専門部会を設置し、詳細な検討を行います。

### ■専門部会案

部会名	主な作業内容
総務部会	○学校名称、校歌、校章に関すること。 ○制服の有無、体操服の選定に関すること。 ○式典行事に関すること。 ○歴史、伝統の保存に関すること。 等
通学部会	○通学体制に関すること。 ○通学路に関すること。 ○スクールバスの基準に関すること。 等
学校運営部会	○教育課程等教育内容に関すること。 ○学校行事に関すること。 ○児童会に関すること。 等
PTA部会	○PTAの組織運営に関すること。 ○PTA規約に関すること。 等
施設整備部会	○統合校の整備に関すること。 ○跡地利用に関すること。 等

## 8 学校再編によりめざす効果

この学校再編によって、具体的に次のような効果をめざします。

- 複式学級が解消され、今後も複式学級編制の必要がなくなります。
- 1学年複数学級編制により、クラス替えが可能となります。
- 児童数が増えることで、多様な考え方触れ、切磋琢磨すること等を通して社会性や協調性、たくましさを育みやすくなります。
- 教員が増えることにより、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置が行いやすくなります。
- PTA活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすくなります。

## 9 学校再編において配慮すべき事項

### (1) 学校生活における不安への対応

学校が統合する場合、児童は「新しい環境になじめるか」、「新しい友人関係が築けるか」など様々な不安を抱くことが考えられます。このような不安を取り除き、新しい学校生活を円滑に迎えられるよう、統合前の合同授業や合同行事を積極的に行います。また統合後は、不安や悩みを抱える児童の相談などの対応を行う教員や非常勤講師を配置し、児童に対するケアを行います。

### (2) 通学路の安全対策

学校再編による通学区域の変更に伴う危険箇所の点検を行い、通学路の安全対策について、早期に整備できるよう調整します。信号機や横断歩道の整備については、早期に設置できるよう警察署や関係機関に働きかけます。

### (3) 通学支援

学校再編により遠距離通学になる児童には、スクールバスを運行し、通学に対する負担軽減と安全を確保します。

文部科学省の通学距離基準では、小学校は概ね4km以内と規定されています。本市でもこの距離基準を目安としますが、学校や保護者の要望等を踏まえ、従前の通学距離や通学班等、地域の実情に即した距離基準を弾力的に設定します。なお運行ルート、運行回数、運行時間、停留所等の設定のほか、利用者負担のあり方について、(仮称) 小学校統合準備委員会で決定します。

### (4) 学校跡地の利活用方法

学校施設は、学校教育を行う場のみならず、スポーツや文化活動、地域コミュニティの中心的役割のほか、地域防災拠点など公共的役割を担っていることを踏まえ、学校跡地は、公の施設としての転用を基本として検討します。

具体的な利活用方法については、庁内に学校跡地利用検討組織を設置し、全庁的な観点から総合的に判断するほか、地域のご意見をお聞きしながら学校跡地の利活用を進めます。

## 10 小中一貫教育の推進

本市では、「小美玉市学校教育プラン」に基づき、学びの連続性を踏まえた小中の連携を推進しており、小中一貫教育を目指した「連携と交流」を実施しています。

小中一貫教育とは、小学校と中学校が学習指導や生活指導における連携を図り、義務教育9年間を見通した指導方針のもとで行う教育方式です。

今後は、小中の連携を基礎としながら、中学校区ごとに地域の実態に即した、小中一貫教育の実施に向けた取り組みを進めます。

### (1) 期待される効果

○小学校から段階的な教科担任制を導入することや、小学校と中学校の教員が相互に乗り入れ授業を行ったりすることなどによって、中学校へ進学する際の段差をゆるやかなものとし、円滑な接続を図ることで「中一ギャップ<sup>㊂2</sup>」の解消につながります。

○幅広い異年齢集団による活動を通して、コミュニケーション能力や模範意識などの社会性が育ち、集団の中で自分自身を肯定的に捉える意識や自尊意識が育つことが期待できます。

○小学校と中学校の教員の相互協力関係が構築され、児童生徒に対する学習指導、生徒指導により良い変化が生まれることが期待できます。

㊂2：中一ギャップとは、小学校から中学校への進学において授業形態の違い、生活指導方法の違い、上級生や教職員との人間関係の違いなどから学校生活に適応できず、不登校等につながっていく現象

## 資料編

【資料 1】市内小中学校の位置図

【資料 2】適正規模・適正配置対象校の児童数、学級の推移と将来予測

【資料 3】小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会設置要綱

【資料 4】諮問書

【資料 5】小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会名簿

【資料 6】小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会の開催経過

【資料 7】「小美玉市小中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方」答申

【資料 8】「小美玉市立小中学校の適正配置の具体的方策について」中間答申

【資料 9】小美玉市学校規模学校配置適正化地域協議会要綱

【資料 10】地域協議会の開催経過

【資料 11】「小美玉市立小中学校の適正配置の具体的方策について」答申